

議案第 10 号

瑞穂町町道における道路標識の寸法に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 25 年 3 月 5 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の改正に伴い、条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町町道における道路標識の寸法に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 45 条第 3 項の規定に基づき、町道に設ける道路標識のうち、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号。以下「標識令」という。）第 3 条の 2 に規定するものの寸法を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町道 法第 3 条第 4 号に規定する市町村道のうち、町が法第 18 条第 1 項に規定する道路管理者であるものをいう。
- (2) 自動車専用道路 法第 48 条の 4 に規定する自動車専用道路

のうち、当該自動車専用道路と法第48条の3に規定する道路等との交差の方式が立体交差であるものをいう。

- (3) 案内標識 標識令第1条第2項の案内標識をいう。
- (4) 警戒標識 標識令第1条第2項の警戒標識をいう。
- (5) 補助標識 標識令第1条第1項の補助標識のうち、案内標識及び警戒標識に附置されるものをいう。
- (6) 本標識板 案内標識及び警戒標識の標示板をいう。
- (7) 補助標識板 補助標識の標示板をいう。

(道路標識の寸法)

第3条 法第45条第3項の規定により条例で定める道路標識の寸法は、別表に定めるところによる。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

備考

1 本標識板の寸法

- (1) 寸法が図示されているものについては、図示の寸法（単位は、センチメートルとする。以下同じ。）を基準とする。
- (2) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。
- (3) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」及び「まわり道」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により必要がある場合にあっては、図示の寸法（（2）に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- (4) 自動車専用道路以外の道路に設置する警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大し、又は3分の2まで縮小することができる。

2 案内標識及び警戒標識の文字等の大きさ等

- (1) 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。
- (2) 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「待避所」、「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その2分の1又は3分の2の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度（単位：キロメー	文字の大きさ（単位：セン
--------------	--------------

トル毎時)	チメートル)
40、50又は60	20
30以下	10

(3) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。

(4) 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

ア 案内標識

縁は、自動車専用道路以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」を表示するものについては16ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

イ 警戒標識


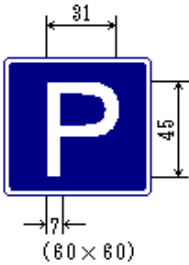
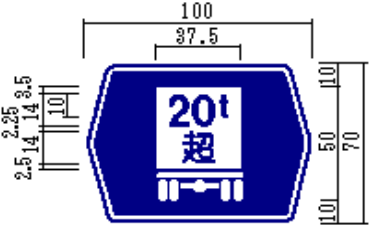
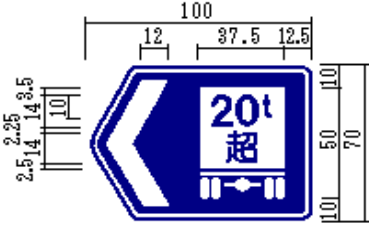
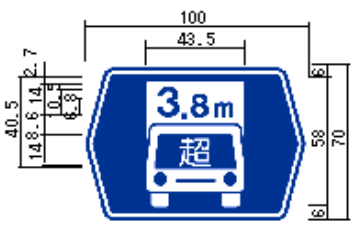
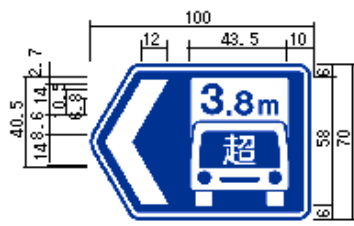

縁及び縁線は、12ミリメートルとする。

3 補助標識板の寸法

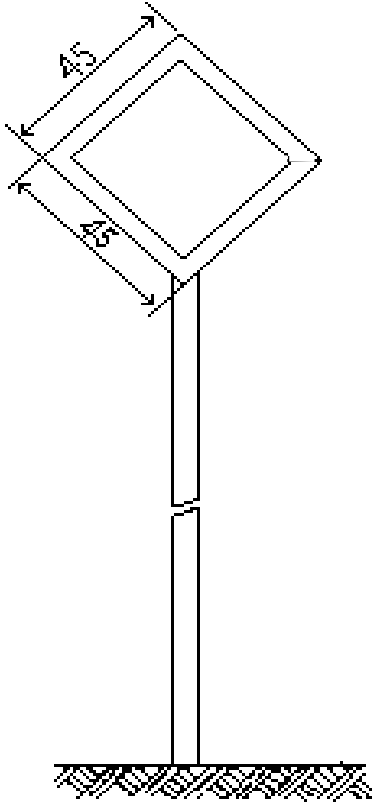


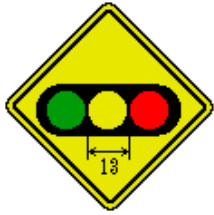




(1) 図示の寸法を基準とする。

(2) 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

別表（第3条関係）
案内標識

待避所 (116の3)	駐車場 (117-A)	総重量限度緩和指定道路 (118の3-A)
		
総重量限度緩和指定道路 (118の3-B)	高さ限度緩和指定道路 (118の4-A)	高さ限度緩和指定道路 (118の4-B)
		
まわり道 (120-A)		
		

警戒標識

本標識板の規格	十形道路交差点あり (201-A)	右 (又は左) 方屈曲あり (202)
		
	<p>信号機あり (208の2)</p>	<p>落石のおそれあり (209の2)</p>
		
<p>路面凹凸あり (209の3)</p>	<p>合流交通あり (210)</p>	<p>車線数減少 (211)</p>
		
<p>幅員減少 (212)</p>	<p>二方向交通 (212の2)</p>	
